参考様式第５－１号

佐農第1638号

令和7年3月4日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長　西田　三十五

市町村名 （市町村コード）	佐倉市 (122122)
地域名 （地域内農業集落名）	山崎・下根・飯野 （山崎・下根・飯野）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は鹿島川下流域に面した水田地帯となっています。稲作を中心に一部施設園芸が行われています。

すでに、基盤整備により大規模化が進んでいる地域と、これから基盤整備をする地域、小規模な区画が残る地域に分かれています。

【地域の基礎的データ】

農業者：2人（うち５０歳以下0人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）：１団体

主な作物：水稲（主食用米、WCS用稲）、花卉、酪農

（2）　地域における農業の将来の在り方

基盤整備による農地の大規模区画で効率化を図り、担い手となる農事組合法人への集積を進める。

WCSや二期作による青刈りトウモロコシなど耕畜連携の取組を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	111 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	111 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進める。また、遊休農地の発生を抑制するため、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえながら、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
鹿島２期地区（山崎、下根地域）において１ha以上の区画として基盤整備事業に取り組んでいる。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、新規就農者を募集する。新規就農者が使いやすい農地を斡旋する。地域ぐるみで相談から定着できるまでサポートできる体制を構築する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に無し

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	☑	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による被害が拡大しないよう、わな等の設置を行うとともに、地域の内外から人材の確保・育成に努める。

③自動運転の田植え機やドローンによる農薬等の散布により作業の効率化を図り、規模拡大を進める。

⑦農作業への影響が発生しないよう、農道の草刈りや補修等の維持管理を継続して実施していく。

⑨WCSの資源循環による耕畜連携を進める。

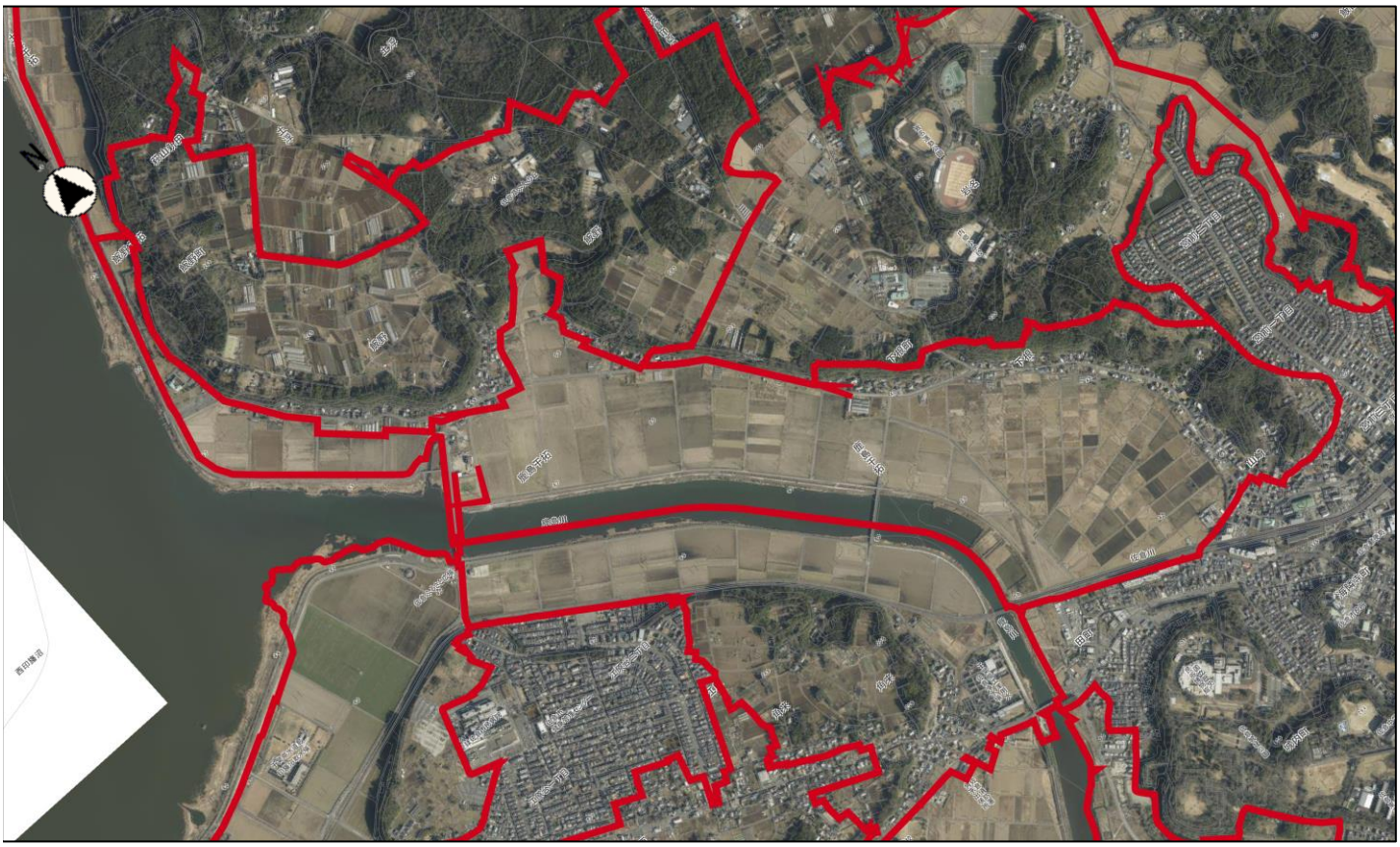
N